

小牧市浸水防止堀設置補助金交付要領

〔平成 18 年 2 月 22 日〕
〔17 小河第 1868-2 号〕

(趣旨)

第 1 条 この要領は、小牧市浸水防止堀設置補助金交付要綱（平成 18 年 2 月 22 日 17 小河第 1868-1 号。以下「要綱」という。）第 13 条の規定に基づき、小牧市浸水防止堀設置補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象地区)

第 2 条 要綱第 4 条第 1 項に規定する市長が認める地区とは、昭和 49 年以後において浸水による家屋の被害があることが確認できる地区又は今後なお被害が発生するおそれがあると予想される地区とする。

(補助金の交付が不適当なもの)

第 3 条 要綱第 4 条第 2 項第 5 号に規定する市長が補助金の交付を不適当と認めるものは、次のとおりとする。

- (1) 浸水防止堀を設置した後に申請したもの
- (2) 既に補助金を受けたことがある浸水防止堀を作り変えようとするもの

(申請書類)

第 4 条 要綱第 6 条第 1 項第 1 号に規定する案内図は、原則として縮尺 2500 分の 1 の尾張都市計画図に設置場所を赤色で表示したものとする。

2 要綱第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる書類の基準は、次のとおりとする。

- (1) 配置平面図 浸水防止堀の位置、延長等が明記されたものとする。
- (2) 構造図 各構造の寸法、鉄筋の太さ及びピッチが明記されているものとする。
- (3) 浸水防止堀の設置前の現場写真（状況が把握できるもの） 写真サイズは L 版（89 mm×127 mm）を標準とし、撮影日が入っていないものとする。また、原則として、建物の一部が写っているものとし、設置前と記載した黒板等を添えて撮影する。

提出する写真は、原則として A4 版上質用紙（縦 30.2cm×横 21.6cm）に貼付整理し、その横（又は下）に説明及び撮影日を記入する。市販の写真台帳の利用も可とする。

なお、デジタルカメラは、写真内容が鮮明に判読できるもののみ使用できるものとする。

(変更承認申請に添付すべき書類)

第 5 条 要綱第 9 条第 1 項に規定する変更申請を行うときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事の図面 変更前及び変更後の工事図面とする。
- (2) その他、必要に応じて変更内容を説明できる書類 浸水防止塀の構造等を変更した場合は、構造図とする。

(完了報告)

第6条 要綱第10条第1号に規定する工事完了配置平面図は、工事完了後における浸水防止塀の位置、延長等が明記されたものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。